

****年 **月 **日

東京都知事指定第三者評価機関
公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

〒130-0022

申請者 住所 東京都墨田区江東橋四丁目 26 番 5 号
東京トラフィック錦糸町ビル 8F

氏名 株式会社環境ABC

代表取締役 環境 正太郎 (押印不要)

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

認 定 申 請 書

東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度実施要綱第5条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

■ 申請内容

申請内容	認定の区分	業の区分	専門性の有無 (有の場合:業の区分)	申請手数料 (円)
新規	産廃エキスパート	収集運搬業(積替え保管を除く)	収集運搬業(積替え保管を除く)	363,000 円
新規	産廃エキスパート	中間処理業	中間処理業	

■ 東京都の産業廃棄物処理業許可証番号(取得している全ての業)

区分	東京都の許可番号	許可期限
産業廃棄物	収集運搬業 13-00-*****	****年**月**日まで
	中間処理業 13-20-*****	****年**月**日まで
特別管理 産業廃棄物	収集運搬業 13-50-*****	****年**月**日まで
	中間処理業 13-70-*****	****年**月**日まで

■ 八王子市の産業廃棄物処理業許可証番号(取得している全ての業)

区分	八王子市の許可番号	許可期限
産業廃棄物	収集運搬業 109-10-*****	****年**月**日まで
	中間処理業	
特別管理 産業廃棄物	収集運搬業	
	中間処理業	

八王子市の許可証をお持ちの場合は
「109」から始まる番号

■ 申請者のホームページアドレス <http://www.kankyo.jp>

■ 今回の申請に関する内容の問合せ先(行政書士等、代理人がいる場合はその情報を記入)

社内担当者、 又は代理人の 連絡先	氏名	産廃 三郎	フリガナ	サンパイ サブロウ
	会社名	産廃行政書士事務所	部署 役職名	法人部 チーフ
	メールアドレス	sanpai-s@kankyo.jp		
	電話番号	03-0000-0001		
担当者の方と 連絡が取れな かった場合の 連絡先	氏名	産廃 次郎	フリガナ	サンパイ ジロウ
	部署 役職名	総務部 課長	電話番号	03-0000-0002
備考				

■ 申請する会社の担当者連絡先 (上記に記入した担当者と異なる場合のみ記入)

申請者 担当者	氏名	産廃 太郎	フリガナ	サンパイ タロウ
	部署 役職名	総務部 部長	電話番号	03-3644-1381
	メールアドレス	sanpai-t@kankyo.jp		

■ 第三者評価機関の認定番号(更新申請される方は記入)

区分	収集運搬業		中間処理業
	(積替え保管を除く)	(積替え保管を含む)	
産廃エキスパート			
産廃プロフェッショナル			

■ 収集運搬業(積替え保管含む)及び中間処理業の施設に関する情報(都内全て)

収集運搬業(積替え保管を含む)の方は、都内の「積み替え保管施設」の住所(許可証の記載どおり)と施設名を入力してください。	●収集運搬業	住 所:東京都墨田区江東橋四丁目 26 番 5 号
	○中間処理業	施設名:積み替え保管施設 1(墨田ベース)
	●収集運搬業	住 所:東京都江東区新砂一丁目 7 番 5 号
	○中間処理業	施設名:積み替え保管施設 2(新砂ベース)
	○収集運搬業	住 所:東京都新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号
	●中間処理業	施設名:処理施設 1(新宿工場)
中間処理業の方は、都内の「事業の用に供する施設」の住所(許可証の記載どおり)と施設名を入力してください。	○収集運搬業	住 所:東京都立川市錦町四丁目 6 番 3 号
	●中間処理業	施設名:処理施設 2(多摩リサイクルセンター)
	○収集運搬業	住 所:
	○中間処理業	施設名:
	○収集運搬業	住 所:
	○中間処理業	施設名:

許可証の記載どおりに入力してください。

(例) ○丁目○番○号

■ 収集運搬業で届出している駐車場の情報(届出している都内全ての駐車場を入力)

駐車場 所在地 (都内)	東京都墨田区江東橋四丁目 26 番 5 号	使用 権原	所有
	東京都江東区新砂一丁目 7 番 5 号		賃貸

■ 申請者のマニフェスト状況及び現地審査情報等

電子マニフェスト加入の有無	収集運搬業:有 中間処理業:有	取り扱うマニフェストのうち 電子マニフェストが占める割合	約 9 割
紙マニフェスト保管状況	整理方法	月または日ごとに整理している	
	月の枚数	月に約 1,200 枚以上	
マニフェスト、処理帳簿、委託契約書の現地審査用書類が確認できる施設の名称・住所・最寄駅から施設までの経路。複数の施設を保有する場合は、施設を回る際の希望順路を記入。		中間処理施設が2箇所ありますので、順路は①、②の順で希望します。 ①環境リサイクルセンター 東京都江東区潮見一丁目 3 番 2 号 JR京葉線「潮見駅」から徒歩 10 分 ②環境プラント 東京都大田区城南島三丁目 3 番 1 号 東京モノレール「流通センター駅」から 京急バス城南島循環城南島 4 丁目 バス停徒歩 1 分	
経営者インタビューの回答者	役職名	氏名	
	代表取締役	環境 正太郎	
<備考> ※記入しきれなかった事項など、自由にご記入下さい。			

優良産廃処理業者認定の取得状況一覧

環境省が所管する「優良産廃処理業者認定」を取得している場合、提出書類を一部省略できる可能性があるため、取得の有無を以下のとおり申告します。

※優良産廃処理業者認定制度とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づくものであり、都が独自に実施している本制度（「産廃エキスパート」・「産廃プロフェッショナル」）とは別制度です。通常、認定業者は、許可証に「優良」マークが付されています。

※対象の方には別途（公財）東京都環境公社より連絡します。

1. 令和3年度以降の国の優良産廃処理業者認定（他道府県市含む）取得の有無

☒ 有り ☐ 無し

2. 東京都または八王子市の許可番号に基づく国の優良認定

業の区分	優良基準の適合を受けた年月日
収集運搬業（積替え保管除く）	令和3年8月22日
収集運搬業（積替え保管含む）	
中間処理業	令和3年8月22日
特別管理産業廃棄物（収集運搬業）	
特別管理産業廃棄物（中間処理業）	

※優良認定を受けた許可証を添付してください。

なお、インデックス記号 A に添付する許可証の写しと重複する場合は添付する必要はありません。

3. 他の道府県市での国の優良認定

業の区分	道府県市名	優良基準の適合を受けた年月日
収集運搬業（積替え保管除く）	埼玉県	令和4年10月16日
収集運搬業（積替え保管含む）		
中間処理業	埼玉県	令和4年10月16日
特別管理産業廃棄物（収集運搬業）		
特別管理産業廃棄物（中間処理業）		

※他の道府県市で優良認定を受けた許可証を添付してください。

<省略の対象となる項目及び省略できる事項（概要）>

評価項目		省略できる事項
遵法性	納税等	各種納税証明書（直前3年分）
安定性	インターネット情報公開 ①会社概要 ②施設及び処理状況 ③財務諸表 ④料金表等	・更新履歴情報の記載 ・最新の公表画面の写し
安定性	①自己資本比率 ②営業利益金額等 ③経常利益金額等	財務諸表

申請フォームから日付・住所・氏名が
自動で転記されます。

環境保全関係法令の規程による不利益処分に該当しない旨の誓約書

東京都知事指定第三者評価機関
公益財団法人東京都環境公社 理事長殿

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6に規定する法令(*1)の規定による不利益処分(*2)を受け、その不利益処分のあった日から5年を経過しない者(*3)に該当しないことを誓約します。

****年 **月 **日

申請者 住所 東京都墨田区江東橋四丁目 26 番 5 号
東京トラフィック錦糸町ビル8F

氏名 株式会社環境 ABC
代表取締役 環境 正太郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

不利益処分とは

*1

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6に規定する法令」とは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法をいう。

*2

行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分(法の規定による改善命令、措置命令、事業停止命令等がこれに該当し、行政指導はこれに該当しない。)をいう。

*3

不利益処分を受けた者が法人である場合においては、当該不利益処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)であった者で当該不利益処分の日から5年を経過しない者を含む。

申請フォームから日付・住所・氏名が
自動で転記されます。

課税等の状況に関する誓約書

東京都知事指定第三者評価機関
公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

産業廃棄物処理業の事務所や事業所に係る課税等について、下表のとおり「納税等」の評価項目への**該当の有無**を誓約し、「有」に該当する各証明書を添えて提出します。

****年 **月 **日

住所 東京都墨田区江東橋四丁目 26 番 5 号
東京トラフィック錦糸町ビル8F

氏名 株式会社環境 ABC
代表取締役 環境正太郎
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

1. 国税・都税

該 当		証 明 書	課税された年と課税されていない年がある場合は、 課税されていない期間を記入すること
有	無		
☐	☐	法人税、消費税、地方消費税	
☐	☐	法人都民税	
☐	☐	法人事業税	
☐	☐	不動産取得税	

2. 市町村税(23 区内においては都税として課税)

該 当		証 明 書	課税された年と課税されていない年がある場合は、 課税されていない期間を記入すること
有	無		
☐	☐	法人市民税、法人町民税、法人村民税	
☐	☐	固定資産税(土地家屋用)及び都市計画税	
☐	☐	固定資産税(償却資産用)	
☐	☐	事業所税	

3. 社会保険料等・労働保険料

該 当		証 明 書 等	産業廃棄物処理業に係る都内の事務所や事業所 にて納付した年と納付していない年がある場合は、 納付していない期間を記入すること
有	無		
☐	☐	社会保険料(健康保険及び厚生年金)等	
☐	☐	労働保険料(労災保険及び雇用保険)	

納税等に係る証明書類について

参考「様式第4号」関係

証明書	対象事業所	取得場所
■法人税と消費税・地方消費税の納税証明書 「その3の3 未納の税額がないことの証明」を添付。	法人税及び消費税法・地方税法に係る全ての事業所	各税務署（国税庁）
■法人住民税の納税証明書 <u>直前3年分</u> の納税証明書を添付。	都内に事務所や事業所がある場合のみ	各都税事務所
■法人事業税の納税証明書 <u>直前3年分</u> の納税証明書を添付。	都内に事務所や事業所を設けて事業を行っている場合のみ	各都税事務所
■不動産取得税の納税証明書 <u>直前3年分</u> の納税証明書を添付。	都内の事業所のみ	各都税事務所
■法人市民税、法人町民税、法人村民税の納税証明書 「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（ <u>直前3年分</u> ）」を添付。	多摩地区及び島嶼部に事務所や事業所がある場合のみ	各市役所・町村役場
■固定資産税（土地家屋用）及び都市計画税の納税証明書 「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（ <u>直前3年分</u> ）」を添付。	都内の事業所のみ	・23 区内は各都税事務所（区ごとの納税額が分かるもの） ・多摩地区及び島嶼部は各市役所及び町村役場
■固定資産税（償却資産用）の納税証明書 「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（ <u>直前3年分</u> ）」を添付。		
※ 固定資産税の確認のため、都内での駐車場の使用権原について、賃貸借契約書（写し）または登記事項証明書（原本）の提出を求める場合があります。（収集運搬業のみ）		

証明書	対象事業所	取得場所
■事業所税の納税証明書 「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（<u>直前3年分</u>）」を添付。 事業所税は、一定規模以上の事業を行っている事業主に対して課税される税金であるため、下記(1)または(2)に該当する場合は提出する。 (1) 23 区、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市で、使用する事業所等の床面積の合計が 1,000 平方メートル（免税点）を超える規模で事業を行う法人又は個人 (2) 23 区、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市内の事業所等の従業者数の合計が 100 人（免税点）を超える規模で事業を行う法人又は個人	23 区内、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市に事業所がある場合のみ	・23 区内は各都税事務所 ・武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市は各市役所
■社会保険料の納入証明書 「未納の無いことの確認書（例、社会保険料納入確認書）」又は「<u>保険料納入告知額・領収済額通知書の写し（24 か月分）</u>」又は「<u>領収済通知書の写し（24 ヶ月分）</u>」を添付。 （都内の事業所に係る社会保険料を都外の年金事務所に納付している場合は、納付先の年金事務所の確認書が必要。）		都内の産業廃棄物処理業に係る事務所や事業所に係る社会保険料を納付している年金事務所
■申請業者に属する従業員が国民健康保険料の被保険者である場合 当該保険の保険者（市町村及び特別区又は国民健康保険組合）が発する納付証明書、控除証明書（国民健康保険税にあっては、納税証明書）等の写し等（<u>24 か月分</u>）を添付。なお、従業員全員に未納がないことを証する証明を添付。		
■労働保険料の納入証明書 <u>地方労働局が発行する「労働保険料の未納が無いことを証明する書類」（例：労働保険料等納入証明書）又は「労働保険料の申告額及び納付済が確認できる書類」（直前3年分）</u>を添付。 （都内の事業所に係る労働保険料を都外の地方労働局に納付している場合は、納付先の地方労働局の証明書が必要。）		都内の産業廃棄物処理業に係る事務所や事業所に係る労働保険料を納付している地方労働局

○納税証明書、納入証明書は原則、申請日から遡って3ヶ月以内に発行されたものに限りです。

なお、上記にて「写し」の記載がないものは全て「原本」を提出して下さい。

（複数申請の場合は収集運搬業に原本を添付し、中間処理業に写しを添付してください。）

○各証明書は、納入すべき税・保険料のうち、納期限が到来したものについて、未納がないことを確認できれば評価しています。

インターネットによる情報公開に関する確認書

表記の件について、以下のとおり提出します。

1. 自社の Web サイトの URL

URL:

申請フォームから自動で転記されます。

2. 公開情報を閲覧できる場所はどちらですか？ ☐ “さんぱいくん”で公開 ☐ 自社 Web サイトで公開

3. 更新履歴を確認できる書類はどちらですか？ チェックした書類を添付してください。

☐ 様式第5号(本用紙)

☐ 産廃情報ネット発行の履歴証明

☐ 適合証明書※

※適合証明書とは、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団が提供するサービスの利用者が取得できるものです。(有料) 詳細は、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団にお問合せ下さい。
本申請で提出される場合は、透明性に係る審査書類を適合証明書1枚で代えることができます。
詳細は下段をご確認ください。

<適合証明書を提出される方は必ずお読みください>

①東京都の業の許可に基づく適合証明書を提出してください。

※業の区分ごとに適合証明書が必要です。

②証明が必要な期間は原則直近3年間です。

但し、この期間に満たない場合は事務局にご相談ください。

<省略できる事項>

○様式第5号の更新履歴情報の記載および履歴証明書の提出

○最新の公表画面（以下、「<対象となる項目>」の写しの提出

<対象となる項目>

○インターネット情報公開 ①会社概要

○インターネット情報公開 ②施設及び処理状況

○インターネット情報公開（財務諸表）

○インターネット情報公開（料金表等）

○インターネット情報公開（施設の維持管理記録）

【焼却、廃水銀、廃石綿、PCB 処理施設が対象】

<対象とならない項目>

○インターネット情報公開（施設の維持管理記録）

【焼却、廃水銀、廃石綿、PCB 処理施設を除く】

○インターネット情報公開（環境保全管理資格者数）

○自動車環境対策

○重機等の環境対策

申請者名

28

申請フォームから自動で転記されます。

<更新履歴情報>

1. Web サイトで公開している各評価項目について、更新した年月日と内容を記載して下さい。
2. 「更新すべき頻度」が1年に1回以上のものは、必ず更新年月日を記載して下さい。
3. 産廃情報ネット発行の履歴証明書及び適合証明書を提出する方は、記載不要です。
※ただし、適合証明書の提出にかかわらず、下表(5)、(6)について加点を希望する場合には記載が必要です。

(1)収集運搬業及び中間処理業の共通項目					
評価項目	公開事項	更新すべき 頻度	更新年月日 (履歴)	新 ↓ 旧	更新した事項
① 会社概要(1/2) ○*事項:個人の場合は、 省略可能です。	○名称 (変更に係る履歴を含む)	変更の都度			
	○事務所又は事業場の所在地	変更の都度			
	○* 代表者、役員及び令第6条 の 10 に規定する使用人の氏名 及び就任年月日	1年に1回以 上	令和5年4月1日		
	○* 設立年月日	—			
①会社概要(2/2)	○* 資本金又は出資金 (変更に係る履歴を含む)	変更の都度			
	○事業の内容 ※都及び八王子市以外の道府 県市において産業廃棄物処理 業及び特別管理産業廃棄物処 理業の許可を有する場合は、こ れらの許可に係るものを含む。 (変更に係る履歴を含む)	変更の都度			
	○社内組織図・人員配置	変更の都度 (人員配置 は1年に1回 以上)	令和5年4月1日		

申請者名 _____

(2) 収集運搬業及び中間処理業の共通項目					
評価項目	公開事項	更新すべき 頻度	更新年月日 (履歴)	新 ↓ 旧	更新した事項
①会社概要(2/2)	○事業計画の概要 ※都及び八王子市以外の道府 県市において、産業廃棄物処理 業及び特別管理産業廃棄物処 理業の許可を有する場合は、こ れらの許可に係る事業に関する ものを含む。	変更の都度			
	○産業廃棄物処理業・特別管理 産業廃棄物処理業の許可証の 写し ※都及び八王子市以外の道府 県市の許可に係る許可証を含 む。	変更の都度			
	○事業場の公開の有無・頻度	変更の都度			
財務諸表	○直前3年間分の各事業年度に おける貸借対照表、損益計算 書、株主資本等変動計算書及び 個別注記表	1年に1回 以上	令和5年4月1日		
料金表等	○料金表、料金算定式、個別見 積もり等の提示方法	変更の都度			

(3) 収集運搬業対象				
②施設及び処理状況 収集運搬業 共通	○事業の用に供する施設の概要 収集運搬車両の形式・規模・能 力(積載量等)、数の内訳並びに 運搬車に係る低公害車の導入の 状況	1年に1回 以上	令和5年4月1日	
	○直前3年間の処理の実績 (各月において産業廃棄物の種 類ごとの受入量、種類ごと及び運 搬方法ごとの運搬量)	1年に1回 以上	令和5年4月1日	
②施設及び処理状況 収集運搬業 積替え保管を含む	○積替え又は保管の場所ごとの 所在地、面積、積替え又は保管 を行う産業廃棄物の種類 積替えのための保管上限	変更の都度		

申請者名 _____

(4) 中間処理業対象					
評価項目	公開事項	更新すべき 頻度	更新年月日 (履歴)	新 ↓ 旧	更新した事項
施設の維持管理記録	○直前3年間の施設の維持管理の記録(環境測定結果等) ※焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設における15条第1項による許可施設が対象	1年に1回以上	令和5年4月1日		
② 施設及び処理状況	○事業の用に供する施設の概要 設置場所、設置年月日、処理施設の種類、施設で処理する産業廃棄物の種類、処理能力(最終処分場の場合は、埋立地の面積及び埋立容量)、処理方式、構造及び設備の概要	変更の都度			
	○処理工程図(フロー図)	変更の都度			
	○最終処分までの処理の工程 (直前1年間の種類ごとの受入量、処分方法ごとの処分量、保管量、処分後の持出先ごとの持出量及び持出先の処分方法、再生することにより得た物の持出先ごとの持出量及び持出先における利用方法)	1年に1回以上	令和5年4月1日		
	○直前3年間の処理の実績 (各月において産業廃棄物の種類ごとの受入量、種類ごと及び処分方法ごとの処分量、持出先ごと及び処分方法ごとの処分量)	1年に1回以上	令和5年4月1日		
○直前3年間の熱回収の状況 各月において焼却施設ごとの熱量及び熱回収がされた産業廃棄物の量 ※焼却施設に限る	1年に1回以上	令和5年4月1日			
○処分後の産業廃棄物の持出先の開示の可否	変更の都度				

申請者名 _____

(5) 中間処理業対象 (任意の項目)					
評価項目	公開事項	更新すべき 頻度	更新年月日 (履歴)	新 ↓ 旧	更新した事項
施設の維持管理記録	○直近3年間の施設の維持管理の記録(点検、環境測定結果等) ※焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設を <u>除く</u> 15 条第 1 項による許可施設が対象	1年に1回以上	令和5年4月1日		
環境保全管理資格者数	○環境保全技術に関する資格取得状況(取得者数)	変更の都度			
重機等の環境対策	○施設で使用する低公害型重機(特殊自動車)の導入に関する情報	変更の都度			

(6) 収集運搬業(積替え保管を含む)対象 (任意の項目)					
評価項目	公開事項	更新すべき 頻度	更新年月日 (履歴)	新 ↓ 旧	更新した事項
自動車環境対策	○施設で使用する低公害型重機(特殊自動車)の導入に関する情報	変更の都度			

※上記の4項目は、適合証明書では証明できません。更新年月日(履歴)を記載してください。

申請者名 _____

経営状況確認書(表)

東京都知事指定第三者評価機関
公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

表記の件について、以下の(1)～(5)の記入内容に必要な過去3年分の財務諸表等(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)の関係書類を添えて提出します。

2023 年 5 月 19 日

申請者氏名
株式会社環境ABC
代表取締役 環境 正太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

※ 部分のセルは自動的に入力されます。
のセルのみご記入ください。

(1) 自己資本比率(貸借対照表より転記)
(評価基準 ①:直前3年の各事業年度の自己資本比率が0%を超えること)
(評価基準②:直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上)

事業年度	第(17)期	第(18)期	第(19)期 ＜＜直近の期＞＞
対象期間	2020年4月1日) 2021年3月31日	2021年4月1日) 2022年3月31日	2022年4月1日) 2023年3月31日
純資産額合計の額 ①	654,453,300	672,955,500	687,038,200
負債合計の額 ②	1,273,455,200	154,128,955	169,549,300
負債・純資産の合計金額 ③	1,927,908,500	827,084,455	856,587,500
自己資本比率(%) (①÷③×100)	33.946%	81.365%	80.206%

(2) 営業利益金額等(損益計算書より転記) (評価基準:前事業年度の営業利益金額等が0を超えること)

事業年度	第()期	第()期	第(19)期 ＜＜直近の期＞＞
対象期間			2022年4月1日) 2023年3月31日
営業利益金額 ①			17,478,555
減価償却費 ②			14,806,260
営業利益金額+減価償却費 (①+②)			32,284,815

※「減価償却費」の額が販売費及び一般管理費の一項目として分割して記載されていない場合には、
「減価償却費」欄には「0円」と記載するか、減価償却費の金額が確認できる内訳書を提出してください。

経営状況確認書(裏)

(3) 経常利益金額等 (損益計算書より転記)

(評価基準 : 直前3年の各事業年度における経常利益額と減価償却費との合計金額の平均値が0を超えること)

事業年度	第(17)期	第(18)期	第(19)期 ＜＜直近の期＞＞
対象期間	2020年4月1日) 2021年3月31日	2021年4月1日) 2022年3月31日	2022年4月1日) 2023年3月31日
経常利益金額 ①	15,641,205	23,498,030	18,911,204
減価償却費 ②	20,111,650	148,006,656	14,806,260
経常利益金額+ 減価償却費 (① + ②)	35,752,855	171,504,686	33,717,464
3年分の平均額	80,325,001.666		

(4) 総資本経常利益率 (評価基準 : 2%以上)

事業年度	第()期	第()期	第(19)期 ＜＜直近の期＞＞
対象期間			2022年4月1日) 2023年3月31日
経常利益金額 ①			18,911,204
負債・純資産の合計金額 ③			856,587,500
総資本経常利益率 (%) (① ÷ ③ × 100)			2%

(5) 流動比率 (貸借対照表より転記) (評価基準 : 150%以上)

事業年度	第()期	第()期	第(19)期 ＜＜直近の期＞＞
対象期間			2022年4月1日) 2023年3月31日
流動資産合計 ④			632,019,121
流動負債合計 ⑤			90,404,000
流動比率 (%) (④ ÷ ⑤ × 100)			699%

申請フォームから日付・住所・氏名が
自動で転記されます。

労働安全衛生関係法令の規定による労働災害 の発生状況に関する自己申告書

東京都知事指定第三者評価機関
公益財団法人東京都環境公社 理事長殿

申請者は、都又は八王子市もしくは両方の許可を取得している業の範囲で、労働安全衛生法に基づき定められている労働安全衛生規則第97条第1項(*)に該当する労働災害の発生状況について、以下のとおり過去2年間において該当しないことを申し立てます。

業の許可の範囲内における労働安全衛生規則第97条第1項(*)に該当する
労働災害発生の有無(2年間)

収集運搬業 : ☐ 有り ☐ 無し

中間処理業 : ☐ 有り ☐ 無し

※事故「有り」の場合は労働基準監督署に提出した労働者死傷病報告書を添付してください。

****年 **月 **日

申請者 住所 東京都墨田区江東橋四丁目26番5号
東京トラフィック錦糸町ビル8F

氏名 株式会社環境 ABC
代表取締役 環境 正太郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(*)労働安全衛生規則第97条(労働者死傷病報告)

- 1 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。